

長岡技術科学大学職員宿舎へ入居される皆様へ

総務部施設課

職員宿舎入居にあたっての注意事項

長岡技術科学大学職員宿舎に入居される方は、宿舎貸与承認書の「貸与条件」とこの「注意事項」をよく読んで、宿舎の適切な管理にご協力をお願いします。

入居時の注意事項

(1) 貸与承認書を必ず宿舎管理員に提示し、鍵を受け取ってください。貸与承認書がないと鍵をお渡しできませんので注意してください。

なお、宿舎管理員が業務の都合で不在の場合もありますから、必ず事前に電話連絡した上で、鍵の受け取り日を決めてください。

宿舎管理員の業務時間は、次のとおりです。

月曜日～土曜日（ただし、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び12月29日～1月3日は除く）

8：30～17：15

(2) 引越しの日が決まりましたら、事前に宿舎管理員にご連絡ください。

(3) 宿舎管理員からお渡しする「居住者名簿」に所要事項を記入のうえ、速やかに宿舎管理員に提出してください。なお、家族や同居人の異動があった場合にも変更してください。

(4) 早朝・夜間の引越しは、近隣の方に迷惑をかけますので、できるだけ昼間に行ってください。

その際、宿舎の施設等を破損しないようにし、特にマンホールの蓋は割れやすいので自動車をのせないでください。万一、破損した場合は個人負担で弁償していただきます。

なお、引越しにより不用となった梱包材料は、宿舎管理員の指示にしたがって近隣の方に迷惑をかけないよう処理してください。

(5) 自動車を保有又は購入希望のある方は、各宿舎の駐車場世話人に駐車場の空き具合等を確認し、満車の場合には順番待ちの手続きを行ってください。

駐車場の順番がきた場合は、駐車場世話人からお知らせしますので、「貸与申請書」を提出のうえ、承認を得てください。

(6) 電気・ガス・水道・電話の使用開始手続きは下記のとおりです。

電 気

玄関内側壁に取り付けられている分電盤のブレーカーを上げれば使用可能です。

使用開始の葉書を電力会社へ送付してください。（東北電力 35-1860）

水 道

（上条町宿舎・長岡住宅）

各自で市水道局に連絡し、申込みしてください。（長岡市水道局 34-1412）
(深沢町宿舎)

大学の設備から供給しているため、手続きは不要です。入居と同時に使用できます。

水道使用料については、2か月毎に外注の検針員が検針を行い、給与から引かれます。

ガス

各自でガス会社（北陸ガス）に連絡し、ガス会社立会いのもとで開栓してください。

（北陸ガス株） 深沢宿舎 28-2777 長岡住宅 32-2722

電話

各自で電話会社に移転・加入等の手続きを行ってください。（NTT 116）

（7）入居の際、直ちに室内を見回して、損傷又は汚損がないか確認のうえ、損傷等がありましたら、後日の退去時のトラブルを防止するため、その場に立会っている宿舎管理員に申し出てください。

（8）その他

居室の照明器具、ガスコンロ、湯沸し器及び空調機等は設置されていません。必要に応じ、居住者の負担で取り付けてください。

入居中の注意

（1）宿舎管理員はマスターキーを持っておりません。鍵の紛失や忘れ等で宿舎管理員に連絡されても対応できませんのでご注意ください。

（2）入居者の責に帰すべき事由による原状回復及び軽微な修繕は入居者の負担となっています。この冊子の「宿舎に係る修繕費の取扱いについて」を参照し、不明な点等がありましたら宿舎管理員にお尋ねください。

（3）宿舎では、犬、猫、鳩等の動物（小鳥、小鉢飼育の魚類を除く）の飼育は禁止されていますので注意してください。

（4）給水システムの種類により、宿舎によっては停電と同時に断水しますので注意してください。

（5）宿舎の階段、ベランダ等は避難通路となっています。美観上からも好ましくありませんので、物を置かないようにしてください。

（6）便所、玄関の床、ベランダ、階段は防水加工してありませんので、水を流しますと階下への漏水の原因となりますので特に注意してください。（エアコンのホースは排水口まで伸ばして使用してください）

浴室前の床にマット等を敷いたままにしておきますと、腐食のおそれがありますので、こまめに乾かしてください。

退居時の注意

- (1) 退去が決まりましたら速やかに（遅くとも明け渡す日の 5 日前）宿舎管理員に連絡し、原状回復等の点検を受けてください。原状回復等の点検は、原則として退去が決まった時点で 1 回目、荷物が搬出された時点で最終の点検を受けてください。最終点検が終わった時点で「宿舎原状回復点検カード」の指示項目を確認し、記名押印してください。
- (2) 原状回復等業者の選択及び工事依頼は、入居者自身で行ってください。なお、自ら業者を探せない場合には、宿舎管理員まで申し出てください。また、宿舎管理員に費用を預けることなく、必ず入居者自身で業者への支払いを行ってください。
- (3) 原状回復等にあたっては、材料の品質・等級・施工方法等は大学が設置したものと同等品又はそれ以上のもので行ってください。ただし、材料の品質等以外の仕様（色・模様・デザイン等機能上の差異に影響を及ぼさないもの）については、極力在来品と同様のものとすることで足ります。疑問がある場合には宿舎管理員等にお尋ねください。
- (4) 壁及び天井については、従前と著しく異なる塗装又は仕上げ材を使用した場合は、従来と同等又は類似の仕上げ材で原状回復等していただきます。また、特異な色に変えた場合も同様です。
- (5) 襦・障子を従前と著しく異なる色柄等で張り替えてある場合は、在来品と同等又はそれ以上の材質で、かつ従前と同じ又は類似の色柄等に修繕していただきます。
- (6) 各種器具及び備品を単にグレードアップした場合を除き、特殊なものに変えた場合は、従来のものに回復していただきます。
- (7) 鍵は宿舎管理員から渡された本数をすべて返還してください。なお、許可を得て設置した補助錠や合鍵があれば、併せてお渡しください。紛失等した場合は、合鍵ではなく錠本体を取替えていただきます。
- (8) 退去時には、原状回復経費と別に部屋のクリーニング代を入居者に負担していただきます。

不明な点がありましたら、宿舎管理員または長岡技術科学大学総務部施設課にお尋ねください。連絡先は下記のとおりです。

宿舎管理員

管理業務委託会 吉茂造園株式会社

氏名 久住

0258-22-2031

Email yoshimo@rose.ocn.ne.jp

長岡技術科学大学総務部施設課総務係

0258 - 47 - 9232

宿舎に係る修繕費の取り扱いについて

下記項目に係る修繕費（補修、取替え）については、入居者の自己負担となりますので、ご承知おき願います。ただし、地震、台風等の天災により被害を受けた場合は、大学の負担で修繕費が認められる場合があります。また、下記項目以外でも入居者の過失により発生した修繕費等は、自己負担となる場合があります。

例) 冬期凍結により風呂釜破が損した場合。

（1）専用部分

イ 建具、畳等について

- ・障子及び襖（戸襖を含む）の張替え（障子は一枚単位、襖は原則として一組単位とします）
- ・網戸の張替え
- ・硝子の入替え及びパテ（ゴムパテを含む）の詰替え
- ・把手、引手、錠、鍵、蝶番、戸車及びその他建具附属器具類の補修及び取替え（ただし、シリンダー錠、箱錠及びドアクローザーの取替えを除きます）
- ・畳表の裏返し及び取替え（一枚単位とします）
- ・壁の塗替え及び壁クロス等の張替え（原則として一面単位とします）

□ 電気設備について

- ・呼鈴（チャイム等を含む）の補修及び取替え
- ・各種スイッチ、コンセントの補修及び取替え
- ・照明器具の補修並びに電球、蛍光灯等の部品等の補修及び取替え
- ・換気扇の部品等の補修及び取替え

八 給水設備について

- ・水道蛇口の補修及び取替え
- ・水道管の保温巻きの補修及び取替え（ただし、地下埋設部分（躯体埋込部分を含みます 以下同じ）を除きます）
- ・水道管の凍結による漏水の修理（ただし、地下埋設部分を除きます）

二 排水設備について

- ・流し台のワントラップ、部品等の補修及び排水目皿の取替え
- ・排水管、排水トラップ及び樹等の清掃

- ・ 横蓋の補修及び取替え

ホ 衛生設備について

- ・ 洗面器、手洗器、洗濯機パン及びS・Pトラップの補修並びに栓、部品等の取替え
- ・ 便器の便座、便蓋及び蝶番の補修及び取替え
- ・ フラッシュバルブ、ロータンク及びハイタンクの部品等の補修及び取替え（ただし、タンク内部の部品一式の取替は除きます）
- ・ 便所内部品（ペーパーホルダー、タオル掛け等）の取替え

ヘ ガス設備について

- ・ ガス栓（器具又はゴム管を接続する個所）の補修及び取替え

ト 浴槽等について

- ・ 浴槽の附属品の補修及び部品等の取替え
- ・ 風呂釜及びその附属品の補修及び部品等の取替え（ただし、専門業者による施工を要するバーナー、熱交換器その他基幹部品等の取替えを除きます）
- ・ 浴槽の蓋、その他浴室内的備品の補修及び取替え

チ その他

- ・ 台所設備（流し、吊り戸棚、水切棚、防虫網、コンロ台等）の補修
- ・ 化粧箱及び化粧鏡の補修
- ・ 下駄箱の戸、蝶番、把手及び棚板の補修及び取替え
- ・ 傘立て、タオル掛け、カーテンレール、棚板、ハンガーボード、帽子掛け、名札掛け、郵便受及び牛乳受の補修及び取替え
- ・ 手摺等の補修
- ・ 物干の補修
- ・ 物置の棚板の補修及び取替え

リ 前記各項目から判断して、入居者の負担とすることが適當と認めるもの

（2）共用部分

- イ 自転車置場、共同物置、児童遊具、共同給排水設備及び共同電気設備の上記（1）に準ずる補修及び取替え
- ロ 階段ノンスリップの補修
- ハ 集合郵便受、集合札掛け、掲示板及び案内板の補修
- ニ 共聴アンテナ、配線、部品等の補修及び取替え

- ホ 花壇等の管理・補修
- ヘ 囲障等の補修
- ト 芝生、クローバー、樹木等植栽の維持管理
- チ 車止め、交通標識の補修
- リ 降積雪時の通勤・通学路の確保
- ヌ 積雪時における自転車置場の除雪
- ル 上記各項目から判断して、入居者の共同負担とすることが適当と認めるもの

宿舎に係る模様替の取り扱いについて

下記項目に係る事項については、模様替として学長の承認が必要となりますので、ご注意ください。また、模様替に係る費用については、入居者の自己負担となり、退去時は原状回復していただきますのでご承知おき願います。

- イ 電気設備について、呼鈴（チャイム等を含む）及びコンセントを設置し、又は増設すること
- ロ ガス設備について、台所、浴室にガス栓を増設し、又はこれ以外の場所にガス栓を設置すること
- ハ 前記のほか学長が模様替に相当すると認めるもの

以 上

職員宿舎修繕費負担基準

項目		修繕内容	居住者 負担	大学 負担	備考
専用部 分	建具	障子戸	破れの補修(張替え)		
			黄ばみに伴う張替え		
			桟の破損補修		
		襖戸	破れの補修(張替え)		
			変色、色あせに伴う張替え		
			汚れ、しみに伴う張替え		
			桟の破損補修		
		網戸	破れ、たるみの補修・張替え		
			枠の変形に伴う取替え		
	ガラス戸	ガラス戸	割れ・ひびに伴う入れ替え		
			汚れの清掃		
			戸車の補修・取替え		
			クレセントの補修・取替え		
			サッシ枠の変形に伴う取替え		居住者の重大な過失によるものは除く
	玄関扉	玄関扉	取手、蝶番、鍵の補修・取替え		
			錠、ドアクローザーの補修		
			錠、ドアクローザーの取替え		鍵の紛失に伴うものは除く
			新聞受けの補修・取替え		
床	畳	畳	畳表の裏返し		
			畳表の取替え		
			畳床の取替え		居住者の重大な過失によるものは除く
	フローリング	フローリング	剥離の補修		
			塗装面の劣化に伴う塗装		
			下地の補修・取替え		居住者の重大な過失によるものは除く
			破損、経年劣化に伴う張替え		居住者の重大な過失によるものは除く
	タイル	タイル	剥離、割れの補修		
壁	塗装壁	塗装壁	汚損、しみに伴う塗装		
			剥離の補修・塗装		
	クロス壁	クロス壁	汚損、しみに伴う張替え		
			剥離の補修		
	タイル	タイル	剥離、割れの補修		
屋根	防水	防水	雨漏りに伴う補修		居住者の重大な過失によるものは除く
	瓦	瓦	雨漏り、割れの補修・取替え		居住者の重大な過失によるものは除く
	トン板	トン板	雨漏り、錆びに伴う補修・塗装		居住者の重大な過失によるものは除く
外壁	コンクリート・ブロック壁	コンクリート・ブロック壁	汚損に伴う塗装		
			モルタルの剥離の補修		
			クラックの補修		
	トン板	トン板	汚損、錆びに伴う補修・塗装		

職員宿舎修繕費負担基準

項 目		修 繕 内 容	居住者 負担	大学 負担	備 考
専用部分	電気設備	呼鈴・チャイム	破損に伴う補修・取替え 不鳴動に伴う補修・取替え		
		スイッチ	破損、汚損に伴う補修・取替え 接触不良に伴う取替え		
		コンセント	破損、焼損、汚損に伴う補修・取替え 接触不良に伴う取替え		
		テレビコンセント	破損、汚損に伴う補修・取替え 接触不良に伴う取替え		
		照明器具	破損、汚損に伴う補修・取替え ランプの取替え グロースターターの取替え 故障、経年劣化に伴う本体の取替え		居住者の重大な過失によるものは除く
		換気扇	部品の補修・取替え 故障、経年劣化に伴う本体の取替え		居住者の重大な過失によるものは除く
	給水設備	水栓	水栓コマの取替え 破損に伴う取替え		
		給水管	保温材の補修・取替え 凍結に伴う破損修繕		埋設部分は除く
	排水設備	流し台	椀トラップその他部品の補修 目皿の取替え		
		浴室	目皿の取替え		
		排水管	排水管、トラップ、柵の清掃 柵蓋の補修・取替え		
	衛生設備	洗面器 手洗器 洗濯機パン	トラップの補修、栓等部品の取替え 破損に伴う本体の取替え		居住者の重大な過失によるものは除く
		便器	便座、便蓋、蝶番の補修・取替え フラッシュバルブ、ロータンク部品の補修・取替え タンク内部品一式の取替え 破損に伴う本体の取替え		居住者の重大な過失によるものは除く 居住者の重大な過失によるものは除く
		トイレ内部品	ペーパーホルダー、タオル掛け等の補修・取替え		
	ガス設備	ガス栓	破損、汚損、ガス漏れに伴う取替え		
	浴槽等	浴槽	蓋、循環パイプ等附属品の補修・取替え 破損、経年劣化に伴う本体の取替え		居住者の重大な過失によるものは除く
		風呂釜	附属品の補修・取替え バーナー、熱交換機、 基盤 の取替え 破損、経年劣化に伴う本体の取替え		凍結等居住者の重大な過失によるものは除く 凍結等居住者の重大な過失によるものは除く

職員宿舎修繕費負担基準

項目		修繕内容	居住者 負担	大学 負担	備考
専用部	台所設備	流し台、吊り戸棚、水切棚、防虫網 コンロ台等の補修			
		同上の破損、経年劣化に伴う取替え			居住者の重大な過失によるものは除く
	化粧箱・化粧鏡	箱、鏡の破損等の補修			
		破損、経年劣化に伴う本体の取替え			居住者の重大な過失によるものは除く
	下駄箱	戸、蝶番、取手、棚板の補修・取替え			
		破損、経年劣化に伴う本体の取替え			居住者の重大な過失によるものは除く
	その他	傘立て・タオル掛け カーテンレール・棚板 ハンガーボード・帽子掛け 名札掛け・郵便受け 牛乳受	破損、劣化等に伴う補修・取替え		
		手摺	破損、錆びに伴う補修・部分塗装 全面塗装		
		物干し	破損、錆びに伴う補修・塗装		
		物置	棚板の補修・取替え		
		その他上記項目から判断して入居者の負担が適当なもの			
共用部	自転車置場	破損箇所の補修・部分塗装 全面塗装 積雪時における屋根等の除雪			
	児童遊具	棚板の補修・取替え			
		破損箇所の補修・部分塗装 全面塗装			
		破損、経年劣化に伴う本体の取替え			居住者の重大な過失によるものは除く
	共同給排水設備	水栓コマの取替え 水栓の破損補修・取替え 目皿の取替え 排水管・トラップ・樹の清掃 樹蓋の補修・取替え			
分	共同電気設備	照明器具等の補修 スイッチの補修・取替え ランプの取替え グロースターターの取替え 破損、故障、経年劣化に伴う本体の取替え			
階段	階段	ノンスリップの補修			
集合郵便受け・集合札掛け 掲示板・案内板	集合郵便受け・集合札掛け 掲示板・案内板	破損箇所の補修 破損、経年劣化に伴う取替え			居住者の重大な過失によるものは除く

職員宿舎修繕費負担基準

項目	修繕内容	居住者負担	大学負担	備考
共用部分	共同アンテナ・配線・共聴機器 補修・取替え			
	給水設備 受水槽、高置水槽の清掃・補修 ポンプ、制御盤等の部品の補修・取替え 破損、経年劣化に伴う取替え			居住者の重大な過失によるものは除く
	消防設備 ポンプ、制御盤等の部品の補修・取替え 井戸の清掃 破損、経年劣化に伴う取替え			居住者の重大な過失によるものは除く
	消火器(階段室) 法定点検 部品の補修・取替え 薬剤の詰め替え 破損、経年劣化、法律改正に伴う取替え			年2回 薬剤を放出した場合 居住者の重大な過失によるものは除く
	花壇等 除草等の管理、補修			
	囲障 破損の補修・部分塗装 全面塗装 破損、経年劣化に伴う取替え			居住者の重大な過失によるものは除く
	芝生・植栽 芝刈り、剪定、除草等の維持管理			
	車止め・交通標識 カーブミラー 破損箇所の補修 破損、経年劣化に伴う取替え			居住者の重大な過失によるものは除く
	通勤・通学路 降積雪時の除雪			
	その他上記項目から判断して入居者の負担が適当なもの			